平成２６年（フ）第１８３号
福岡県久留米市東櫛原町1388番地２　井上ハイムＣ－３号
債務者　田中　彩香
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１７号
長崎県長崎市昭和３丁目８番16号
債務者　古川　雅幸
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
長崎県長崎市家野町16番５号　２Ｆ
債務者　峯　由美子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市十二町3280番地
債務者　辻　　由美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第２４２号
北海道旭川市７条西６丁目１番16号　旭西サンパーク
債務者　金子惠美子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６２号
北海道旭川市末広２条５丁目６番15号　ＨＫ末広２．５Ｂ－６号室
債務者　相澤　佳奈（旧姓秦野）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６８号
北海道旭川市旭町２条11丁目98番地の137　ブラックパピーＡ号室
債務者　佐藤　梨絵
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3409番地13
債務者　田中　喜広
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３０号
熊本県人吉市瓦屋町1458番地３　瀬戸住宅16号
債務者　蔀　しのぶ
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時15分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４０７号
栃木県宇都宮市越戸３丁目２番３号　ストークハイツ102号
債務者　梅田　克彦
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市五代２丁目13番11号、前住所栃木県宇都宮市上戸祭２丁目３番９号　雀屋Ｅ棟32号室
債務者　大音　　香
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２６号
栃木県鹿沼市上材木町2350番地
債務者　金山　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３９号
栃木県真岡市高勢町３丁目15番地　サンホーム住宅18号棟、前住所栃木県真岡市熊倉１丁目35番地21
債務者　清原ルイスこと　キヨハラ　ラモス　ルイス　マルティン
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４０号
栃木県真岡市高勢町３丁目15番地　サンホーム住宅18号棟、前住所栃木県真岡市熊倉１丁目35番地21
債務者　清原ノルマこと　キヨハラ　ノルマ　イバネス
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４６号
栃木県宇都宮市幕田町271番地１
債務者　福冨　輝和
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係